令和6年第7回

座間市農業委員会定例総会

日時·令和6年7月25日(木) 午後1時30分

場所·座間市役所 6 F全員協議会室

第7回座間市農業委員会定例総会議事録

令和6年7月25日、第7回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1 森 丿	[]	保
-------	----	---

2 草 薙 初 夫

3 若 菜 成 之

4 曽 根 将 彦

6 吉 川 稔 恒

7 吉 川 充

8 小 泉 聡

9 鈴 野 伸 吾

10 吉 川 浩 正

11 市 川 芳 明

12 山 村 優 子

会議を欠席した委員

5 池 上 元 徳

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾根 赏、池上 光昭、野島喜代史

書記は次のとおり

1 事務局長 田川 敦子

2 事務局次長 曽根 和士

3 庶務係長 河野 誠

4 主 事 補 東 田 佑太郎

5 主事補 関口 裕介

議事日程

1 議事録署名委員の指名について

2 諸報告について

3 報告第14号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について

4 報告第15号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について

5 報告第16号 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

6 議案第21号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

7 議案第22号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

8 議案第23号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

9 議案第24号 農用地利用集積計画について

その他

午後1時30分開会

議 長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。

これより令和6年第7回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布させておりますとおり定めましたので、ご了承願 います。

なお、5番池上元徳委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、4番曽根将彦委員、12番山村優子 委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局 それでは、日程第2、諸報告でございます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和6年6月27日(木)から令和6年7月24日(水)までの概要でございます。

先月、6月27日(木)、この場所におきまして、令和6年第6回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、2件、2筆の農地転用届出、農地法第5条、3件、5筆の市街化区域の農地転用届出について、また、農地法第18条規定に基づく貸借の合意解約について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、2件、5筆、 農用地利用集積計画について、1件、1筆につきましてご審議、ご承認をいただきま したので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、7月2日(火)に横浜市内で農業者年金の研修会が開催され、事務局職員が出席しました。

7月16日(火)には農地部会を開催し、本日の議案について現地確認と事前協議を 行っております。

7月24日(水)には農地利用最適化推進委員によるパトロールを行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計8件でございます。内容 は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせてい ただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第14号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第15号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について、日程第5、報告第16号、農地法第18条第6項の規定に基づく通知について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第14号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年7月25日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第15号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年7月25日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第5、報告第16号、農地法第18条第6項の規定に基づく通知について。

別紙記載の土地について、農地法第18条第6項の規定に基づき貸借の合意解約をしたので報告します。

令和6年7月25日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

最後に、次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、田が3筆、地積、1,121㎡、畑が4筆、地積、628㎡。

農地法第5条届出について、地目、田が1筆、地積、100㎡、畑が3筆、地積、217 ㎡。

農地法による合意解約について、地目、田が1筆、地積、310㎡。

合計としまして、田が5筆、畑が7筆、合計筆数、12筆、地積合計、2,376㎡、届出件数10件となっております。

以上です。

議 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第6、議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について を議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年7月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の4ページをご覧ください。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税 務署に提出する、引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

まず、申請人ですが、座間市南栗原六丁目 にお住まいの、 さん、 空間市入谷西三丁目 にお住まいの、 さんと さんの3名です。 引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年6月29日から令和6年7月25日まで。 特例適用農地につきましては、番号1から番号8までの8筆で、合計、3,377.67㎡ でございます。

場所につきましては、案内図5ページから7ページをご覧ください。

新田宿四ツ谷コミュニティセンターの東側の田、1筆、県道46号線入谷跨線橋の北側に位置するJR相模線の線路の西側の田、6筆及び国道246号線西原交差点の西側、市街化区域の生産緑地の畑、1筆の合計、8筆でございます。

さんは平成11年に4名の共有名義でこれらの農地を相続し、納税猶予を受けられましたが、令和3年2月に長男の様がお亡くなりになられたことから、3名からの申請となっており、今回で8回目の申請となります。

農地の状況といたしましては、お手元のタブレットまたはテレビモニターにて現況

写真を用意しました。それぞれご確認をよろしくお願いいたします。

所有する農機具は、耕耘機、田植機等を所有されております。

議案の内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について提案理由 並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 16日に農地部会で現地を見て回ってきました。

5ページの田については、きれいに植えてあります。

6ページの6筆の田なのですけれども、フレールモアで草刈りはきちんとやってあります。

ああいう状態ですと借りるほうも田としては使えない状態ですので、もう少し農業 委員会からその辺の助言等を行う必要があるのかと思います。3年ごとに同じことが あって、誰にも貸していない、自分でも作っていない、ただ単に草刈りをするだけと いう状態が何回か続いていると思われます。

7ページの生産緑地の畑です。大型トラクターで、耕運はされています。

全体的に、耕作はされていませんけれども、きれいになっています。ただ単に、きれいになっているのはいいのだけれども、貸すというアドバイスというのですか、毎年、草刈りを年間2回か3回やっていますと田が田ではなくなってしまう。かなりの高低差ができてしまい、水がどこから入っていいのか分からない状態に今はなってしまっていますので、アドバイス的なものが必要なのかと思います。

今回の私の意見は、大丈夫だという見方をしました。

以上です。

議 長 議案第21号の地区担当委員は市川芳明委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

市川委員 西栗原1丁目 の畑ですけれども、私の近くです。現地を見ましたが、耕運されていますが少し草が出ています。本人に確認しましたけれども、何か作ることをお考えですかと聞いたら、どうしていいか分からないという話でしたので、できたら農業委員会事務局でも何か手段等があれば指導していただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。

いずれにしても今、農地部会長、地区担当委員からも話がございましたので、今回 の定例総会の結果を伝えるときには、改善の余地が十分にありますので、その辺の助 言をセットで今回の結果のお伝えをしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと 思います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第21号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第22号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について を議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第22号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年7月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の8ページをご覧ください。

まず申請人は、座間市座間1丁目 にお住まいの、 さんからの申請でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年8月31日から令和6年7月25日まで。

特例適用農地につきましては、番号1から番号5までの5筆で、合計、2,266㎡で ございます。

場所につきましては、資料9ページから11ページの案内図をご覧ください。

座間1丁目にある鳩川児童館の南側に位置する市街化区域の生産緑地の畑、2筆と、同じく鳩川児童館の西側に位置する市街化調整区域内の田、3筆でございます。現況

につきましては写真でご確認をよろしくお願いいたします。

さんでございますが、平成29年11月に父、 さんが亡くなられ、長男である さんが当該農地を相続し、今回が2回目の申請となります。

営農状況ですが、 さんは、 さんが亡くなられる前から一緒に耕作をしており、現在はお子様と農作業に従事されております。

農機具等につきましては、耕耘機やトラクター、田植機等を所有し、農業をされて いる方でございます。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第22号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について提案理由 並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 こちらも16日に見てまいりました。

田は全て作付がされております。

畑ですが、2筆で約700㎡強と少し広いので畑の隅にトラクターがシートをかけて 止めてありました。あと、耕耘機などもあったのかと。700㎡は本当に広いので、何 を作ると言っても空いている土地のほうが少し目立つような感じなのですが、草もそ れなりに出てはおりましたけれども、耕作はしっかりされているように見えます。問 題はないかなと思いました。

以上です。

議 長 議案第22号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川(充)委員 さんですが、常日頃から田周りや畑の管理等、熱心に作業をされております。 問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第22号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告

は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第22号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第23号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について を議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第23号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年7月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の12ページをご覧ください。

申請人は、座間市新田宿 にお住まいの、 さんからの申請です。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年7月29日から令和6年7月25日まで。

特例適用農地につきましては、資料の番号1から番号29までの全29筆で、合計、2 万122.97㎡でございます。

案内図といたしましては、資料14ページから24ページまでとなります。現況写真を タブレットとテレビモニターなどで確認しながら場所については併せてご確認をよろ しくお願いいたします。

さんですが、平成26年11月に父親の さんが亡くなられ、長男の さんが この農地を相続されました。引き続きの証明といたしましては、今回が3回目でござ います。

営農経営は、ご家族で広く農業をされている方で、座間市の認定農業者でもございます。

耕耘機やトラクター、コンバイン等、一通りの農機具をお持ちで耕作されております。

申請内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第23号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について提案理由 並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せて地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 こちらも同じく16日に見て回っています。これだけ筆数がございますので、全部は 見ていないです。

田については、全て作付がされているということで、このうち見て回ったのは、29番の相武台、24番の新田宿の堤外の2か所を回っています。一番心配だったのが24番なのですが、きちんと作物が作付されておりました。

相武台も周りが、多分、 さんの貸家ですか、貸家の中に畑が作付されているのですけれども、きれいに作付はされていました。

これだけの筆数を耕作できるというのは、息子さんがいられて、農業後継者という のですか、後継者がいる方の強みかと思いますし、後継者の力が強いのかとも思いま した。問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長等の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第23号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手多数。よって、議案第23号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第24号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。 事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第24号、農用地利用集積計画について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和6年7月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料は25ページをご覧ください。

まず、通番1から通番4までの農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理

事業を利用した貸し借りです。

通番 5 の利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法に基づき、座間市において基本的構想を定め、農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と農地を借りて経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地法によらずに行うものです。対象農地は通番 1 から通番 4 までの田が 2 筆と通番 5 の畑の合計、3 筆となります。全て新規の利用集積計画となります。

貸手の氏名、住所、所在地、現況地目、地積、利用権の種類、借人の氏名、住所、 始期、終期、期間につきましては、資料のとおりとなります。

場所につきましては資料の26ページから28ページの案内図をご覧ください。

まず、中河原の交差点の周辺の田、2筆と、続いて28ページで、ひまわりまつりの 四ツ谷会場の南西側に位置する畑、1筆となります。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の審査をしていただくものとなります。

まず、借人の さんですが、令和2年4月1日から本市認定農業者となり、 市内で田規模に水稲や露地野菜を作付し、農業経営をされております。

次に、 さんですが、現在、62歳で、県が農業の担い手の確保をするために 実施している、かながわホームファーマーの体験研修を令和4年度から2年間、座間 市で受講し、耕作を体験しながら農業の基本的な技術を学びました。また、昨年度に は、かながわ農業サポーターの認定を受け、本格的な耕作を目指して厚木市で新規就 農されている方です。

現在は約1,500㎡の農地にて露地野菜を作付し、ご夫婦で農作業をしております。 所有する農業機械は耕耘機、草刈機を所有し、耕作されております。

今回の農用地利用集積計画は、貸手が2人、借人が2人、筆数3筆、合計面積が 1,429㎡の利用集積計画です。

内容は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長ただいま、議案第24号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第24号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を 求めます。

(賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

それでは、昨日、農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施しておりますので、野島喜代史推進委員から報告を求めます。

野島推進委員 それでは、7月24日に実施いたしましたパトロールの結果等を報告いたします。 パトロールは、推進委員3名と事務局2名で、圃場を見て回りました。

> 今回の議案を含めた担当地区内の生産緑地及び昨年度、議案として上がっていました た農地などを確認してまいりました。

> きちんと管理されており、良好な耕作及び管理を行っていることを確認いたしました。

今後も引き続き圃場の確認を思います。

報告は以上です。

議 長 それでは、委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かありますか。

その他

・あっせん希望農地調査書について

議 長 ほかに事務局から何かありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和6年第7回市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時01分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議	長			
4	番			
12	番			